# 令 和 4 年 度 事 業 報 告

自　令和４年４月 1 日
至　令和５年３月 31 日

令和４年度は、政府が「新しい資本主義」の成長戦略である同一労働同一賃金の徹底、最低賃金の引上げ、働き方改革の更なる推進等を図る中で、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）では With Corona を継続し、さらに Beyond Corona を見据えつつ、本会が計画した各種事業を積極的に展開した年度となった。

同年度、本会は、デジタル化の推進及び働き方改革の更なる推進を最重点課題として取り組んだ。

デジタル化の推進については、Microsoft Teams、kintone、動画の社労士業務への活用等を内容とする実践的な研修を実施し、会員の関与先事業所等におけるデジタル化支援能力の担保を図るとともに、「会員の誰一人取り残されない」をキーワードに、デジタルガバメントに対応するための電子申請に関する個別相談会を積極的に実施した。また、「雇用保険育児休業給付金（初回申請）」を始め、５本の動画を新たに作成した。

働き方改革の更なる推進については、コロナ禍によるテレワーク勤務の影響やメンタル不調の未然防止、メンタル不調が発生した際の対策についてロールプレイを交えて事例紹介を行う、中小企業等を対象としたメンタルヘルス対策セミナー及び関与先事業所が勤怠管理システムを導入する場合の支援のポイントについて、会員を対象とした同セミナーを開催した。

また、「SDGs」達成に向けて、勤務等部会主催の研修会において、勤務等会員が勤務する企業における SDGs への対応･取組事例の紹介を行った外、勤務等部会と開業部会との合同研修会において、社労士の SDGs 達成に向けた取組の推進について働きかけを行った。

これらを始め、以下の各種事業に取り組み、中小企業・小規模事業者等やその労働者の負託に応えることができる社労士の育成に努めるとともに、社労士の社会的地位の更なる向上を図った。

Ⅰ　社労士制度の基盤整備関連事項
　1　働き方改革・健康経営に関する事業　　2　デジタル・IT 化推進に関する事業　　3　業務監察に関する事業
　4　その他の事業
Ⅱ　職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項
　1　職域拡大に関する事業　　2　外部関係機関等との連携に関する事業
Ⅲ　組織力強化関連事項
　1　本会の組織運営能力の強化に関する事業　　2　会員支援に関する事業　　3　会員の専門能力・資質の向上に関する事業
Ⅳ　広報及び社会貢献関連事項
　1　広報に関する事業　　2　社会貢献に関する事業

## Ⅰ．社労士制度の基盤整備関連事項

### 1．働き方改革・健康経営に関する事業

(1) 中小企業等に向けて、コロナ禍によるテレワーク勤務の影響やメンタル不調の未然防止、不調が発生した時のメンタルヘルス対策について、ロールプレイを交えて事例紹介を行うメンタルヘルス対策セミナーを開催した。コロナ禍により雇用形態や労働者の意識変化が急速に進む中で、コミュニケーションの難しさやマネジメントの困難さ、生産性の低下等が企業経営の課題として掲げられるとともに、デジタル化の進展もあり、組織と人事は大きな変革が求められている。このため、これらの直面する課題解決に向け、中小企業等を対象とした働き方改革支援セミナーを開催した。

(2) 働き方改革を推進するため、勤怠管理システムの導入支援実践のポイントや社労士としての関与、支援方法をテーマとした会員を対象とした働き方改革支援セミナーを、寸劇を交えて開催し、業務支援を行った。

(3) 全国健康保険協会が取り組む「健康企業宣言®」及び同協会東京支部が行う「健康優良企業認定制度（銀の認定、金の認定）」の普及促進に引き続き協力した。また、東京商工会議所が行う「健康経営アドバイザー制度」の普及促進に協力した。

## 2. デジタル・IT 化推進に関する事業

(1) 社労士事務所における RPA の先行導入事例を情報収集の上、意見交換を実施し、当該内容について会報を通じて会員への情報提供を行った。

(2) 社労士事務所のデジタル化に対応するため、「Microsoft Teams を利用したオンライン会議と社労士業務への活用」、「kintone を活用した社労士事務所での情報共有や共同作業」、「新しい時代のメール送信マナーと情報共有の方法」、「動画を活用した社労士事務所の営業・情報発信」及び「情報セキュリティ」を内容とする実践的な研修を実施し、会員が関与先事業所等のデジタル化への支援を行うことができるよう能力担保に努めた。

(3) 東京社会保険労務士協同組合との共催により、業務システムベンダーや HR テック・RPA ベンダー等 11 社の出展を得て、「社労士業務支援ソフト見本市」を開催した。

(4) デジタルガバメントに対応するため、「会員の誰一人取り残されない」をキーワードに、支部電子化推進員の協力を得て、電子申請に関する対面とオンラインによる個別相談会を積極的に実施した。あわせて、令和 3 年度に作成した 8 つの手続きに係る 11 本の動画について、内容の更新を行うとともに、ナレーションの統一化等を図った。加えて、令和 4 年度においては、「雇用保険育児休業給付金（初回申請）」、「高年齢雇用継続給付金（初回申請）」、「年度更新申告書の作成・提出（QA 動画）」、「申請案件の照会・返送書類の取得（QA 動画）」及び「事業（所）の新規適用」の動画 5 本を新たに作成し、公開した。

(5)「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」と「社労士検索システム」を連携させたチラシを作成し、関係機関等を通じて配布することにより、広く社会に対し、社労士がデジタルガバメントに対応した士業であることを示した。

(6)「電子メールアドレス」未登録者に対して本会会員サイトへの登録を要請し、本会、統括支部及び支部の連絡体制等の効率性、利便性の向上を図った。

## 3. 業務監察に関する事業

(1) 他士業及び民間事業者等のホームページを確認し、業務侵害の疑いのある場合は、業務監察等委員会から警告文書を発送するなど、厳格な措置を講じた。

(2) 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）により検出された会員のホームページを確認し、不適切な情報発信に該当する箇所の修正依頼を行った。

(3) 本会ホームページの苦情受付フォーム等に寄せられた会員に対する苦情事案について、業務監察等委員会による処理を行い、会員の品位の保持及び社会的信頼の確保を図った。

(4) 会員の職業倫理や品位の保持の重要性を周知啓発する内容の動画「社労士の職業倫理」を作成した。

(5) これまでに作成した動画「不適切な情報発信」及び「社労士法違反に繋がる非社労士との連携」について、統括支部長・支部長に活用を求めた結果、複数の統括支部及び支部の会議や研修において利用され、会員への一層の注意喚起を図った。併せて連合会に対して当該動画を提供し、連合会から各道府県会宛に紹介及び提供されたことにより、さらなる活用が実現した。

### 4. その他の事業

令和５年度の社会保険労務士法制定55周年に向けて、「社会保険労務士法制定55周年記念事業準備委員会」を設置し、同記念事業の内容の検討及び実施準備を開始した。

## Ⅱ. 職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項

### 1. 職域拡大に関する事業

(1)「経営課題解決に向けての人材マネジメント～社労士の役割と可能性～」をテーマにセミナーを企画し、令和５年４月に実施することとした。

(2) 年間を通し体系化した健康経営セミナー（基礎編、専門編、実践編）を定期的かつ継続的に開催し、健康経営を実践する開業会員、勤務等会員を問わず、健康経営の分野で活躍するためのスキルアップを図った。

(3)「社労士診断認証制度」の普及促進を図るため、本制度の活用方法に関する研修を実施し、実際に業務のツールとして活用している社労士事務所のノウハウを共有した。

(4) 医師の働き方改革に向けた医療業界の支援要請に応えるため、医療労務コンサルタント研修及びスキルアップ研修を実施し、人材育成と能力担保に努めた。

(5) 医療機関勤務評価センターが行う医療機関の評価事業の開始に伴い、本会役員等が評価委員会委員及び審査部会委員にそれぞれ就任し、全国の医療機関の受審準備と支援を行った。また、本会推薦の会員が労務サーベイヤーとして医師である医療サーベイヤーと連携して評

価業務を担うなど医療業界への労務管理支援を行った。

(6) 介護事業所における人材の育成や確保に対応するため、介護事業への労務管理支援に特化した「介護事業労務管理研修（基礎編、実践編）」を実施し、より専門的、実務的な知識の習得に努め、介護職員処遇改善加算を希望する介護事業所に対する相談、指導を行った。

(7) Facebook などの SNS を活用し、がん患者・障がい者等就労支援特別委員会の活動実績と両立支援の内容について PR した。

(8) 連合会から依頼を受けた「企業主導型保育施設への労務監査事業」について、統括支部・支部と連携の上、会員社労士への実務研修を実施の上、本年度実施予定の 60 施設に係る労務監査を適正に実施した。

## 2. 外部関係機関等との連携に関する事業

(1) 関係行政機関等との緊密な協力関係を維持し、相互の連携を強化するため、東京労働局労働基準部、雇用環境・均等部及び職業安定部並びに一般社団法人全国労働保険事務組合連合会東京支部との意見交換を行った。

(2) 厚生労働省、東京労働局、東京都等が実施する各種委託事業について、その事業概要を精査し、本会が受託する意義を十分に検討した上で積極的に応札の上、受託し、社労士の社会的使命を果たした。本年度は、

① 医療労務管理支援事業（東京労働局発注）

② 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業（東京都発注）

③ 介護職員処遇改善加算取得等促進支援事業（東京都発注）

④ 指定管理者労働環境調査（東京都発注）

⑤ エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業（東京しごと財団発注）

を受託（随意契約を含む。）し、各々会員社労士を派遣して相談・助言を行う等により、中小企業支援に努めた。

(3)「東京都社会保険労務士政治連盟」、「東京社会保険労務士協同組合」、「東京 SR 経営労務センター」及び「一般社団法人社労士成年後見センター東京」と本会との意見交換会を開催し、各団体での情報共有及び支援協力体制の構築に向けて意見交換を行った。また、コロナ禍の影響により見送っていた５団体共催による新春賀詞交歓会を開催し、事業協力体制の強化を図った。

(4) 各種事業の拡充及び社労士業務の職域拡大を図るため、東京都社会保険労務士政治連盟と連携し、東京都等行政機関、東京都議会各会派及び自由民主党東京都支部連合会に対し、社労士の更なる活用を働きかけた。

(5) 災害復興まちづくり支援機構を通して、関係他士業との協力・連携を図った。特に、本会が令和５年度の同機構主催シンポジウムの幹

事会を担当するため、幹事会にオブザーバーとして参画し、シンポジウムの開催に全面的に協力した。また、総会後は令和５年度のシンポジウム幹事会として準備委員会を立ち上げ、積極的に準備を推進した。

(6) 東京の 10 士業よろず相談実行委員会に幹事会として参画し、各士業との協力・連携のもと第 27 回よろず相談会を実施した。

(7) 関東甲信越地域協議会の事務局会として、定例会や労務管理地方研修会などの諸事業を積極的に推進した。特に、当年度は、当番会として定例会を都内会場にて開催し、所属都県会から 84 名の正副会長等の出席を得て所属都県会から提出された 12 件の提案議題について協議した。

## Ⅲ．組織力強化関連事項

### 1．本会の組織運営能力の強化に関する事業

(1) 本会の組織運営能力の強化を図るため、統括支部・支部・会員への支援体制の整備、本会の活動を支える事務局機能の強化のため、次の取組を行った。

① コロナ禍で集合研修が出来ない統括支部･支部への活動支援として、統括支部･支部が実施した７本の研修動画について、本会のｅラーニングシステムを通じ、オンデマンド配信を行った。

② 統括支部に対する業務支援のため、統括支部会議等の案内文書及び統括支部・支部作成の会報の発送を行った。

③ 統括支部・支部に交付している交付金の使途や指針に基づく事業の実施状況の把握を目的として改正した統括支部・支部共通の会計フォーマットに関する説明会を各統括支部・支部の会計担当責任者等に向けて実施した。

④ 事務局関係の諸規程（職員給与規程、育児・介護休業規程）の改正を行った。

⑤ 事務局職員研修として、知識習得やスキルアップなどを図るため、各自がテーマを選択したｅラーニングによる研修を実施した。

(2) 過年度分会費未納者等に対し、事務局からの電話・文書による督促の他、所在確認調査等を実施し、滞納会費の解消を図るとともに会則に基づく処分を適正に行った。

(3) 本会会長の選出方法（直接選挙）について、直接選挙実施のための重要課題である「投票率向上への方策」として、統括支部及び支部に協力を求めて、再度アンケートを実施した結果、約 30％の回答率となった。また、来年度に向けてプレ投票の実施を検討した。

(4) プライバシーマークを取得し、個人情報保護法への適合及びより高いレベルの個人情報保護マネジメントシステムの維持･確立に努めた。

(5) 支部長連絡会を開催して支部長間の情報共有を図るとともに、統括支部長・支部長合同会議の開催、執行部と統括支部及び支部役員との意見交換会を実施し、活発な意見交換を行うとともに統括支部・支部の要望等を聴取した。

## 2. 会員支援に関する事業

(1) 会員サービスの拡充（会員マイページを利用した各種研修の申込、受講履歴の閲覧、領収書・支払調書のダウンロード等）及び事務局業務の効率化を図ることを目的とした基幹システムを構築した。

(2) 各会員が提供するサービスの適正な価値（価格）を算出するための「事務所運営デジタル支援ツール」の公開に向け、準備を進めた。

(3)「社労士法人連絡会」を開催し、社労士法人の運営及び事業承継等の経営課題について情報共有を行うとともに、法人社員間の交流を深めた。

(4) 勤務等部会主催研修会において、SDGs 達成に向けた勤務先における対応・取組事例の紹介を行うとともに、同部会と開業部会との合同研修会において、社労士の SDGs 達成に向けた取組の推進についてさらなる働きかけを行った。

(5) コロナ禍の状況を注視しつつ、「第 40 回統括支部・支部対抗親睦野球大会」、「第 43 回親睦ゴルフ大会」及び「第 31 回統括支部・支部対抗ボウリング大会」を開催した。なお、コロナ禍前に大会当日に実施していた表彰式は別日に設定し、本会会議室において執り行った。

(6) 青山学院大学陸上競技部の原晋監督を招聘し、オンラインによる厚生委員会特別イベントを実施した。

(7)「自主研究発表大会」及び「自主研フェスタ」をオンライン配信により実施した。

(8)「社労士検索システム」を広く事業主や人事担当者に周知するため、東京商工会議所や武蔵野・多摩地区の商工会議所の会報への広告掲載を行うとともに、関係機関等を通じてチラシの配布を行い、会員が着実に業務の拡大に繋げられるよう支援した。

(9) 立川サテライトオフィスについて、武蔵野・多摩地域の企業及び住民からの相談等サービスの向上に努めた。また、支部独自で開催する相談会、各種会議の開催等積極的な活用を図った。

## 3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

(1) 会員が社会経済環境や事業環境の変化に速やかに対応するため、適時かつ実務に則した実践的なテーマを設定して研修を実施した。特に必須研修会においては、社労士の実務に影響する「社労士が知っておくべき公益通報者保護法」、「育児・介護休業法の改正と男性の育児休業取得に関する課題」及び「労働時間の効果的な管理について～時間外労働の上限規制猶予措置終了と新型コロナウイルス感染症の

影響～」をテーマに取り上げた。また、必須研修会の受講率の更なる向上を図るため、統括支部長・支部長と連携して受講勧奨等を行った結果、受講率が平均38.7%（前年度平均32.5%）まで上昇した。

(2) 令和2年度よりオンデマンド配信による開催となっている倫理研修について、受講対象会員に積極的に受講勧奨を行うとともに、インターネット環境を整えることができない会員に対しては、来会による受講を促し、不適切な情報発信など社労士の品位を失墜させる行為の未然防止に努めた。

(3) 新規登録入会研修会については、コロナ禍の状況もあり、昨年度同様、eラーニングシステムを活用したオンデマンド配信により実施し、社労士としての社会的使命や社労士の職業倫理、隣接士業との関係などについて注意喚起を図るとともに、本会、統括支部、支部及び東京都社会保険労務士政治連盟を始めとした関係4団体の活動に対する理解を求めた。

(4) 人事労務管理研修会については、基礎編・専門編・特別編をオンラインにより、応用編を集合形式により開催した。特に、専門編については、人事評価を中心に、今日的テーマである「メンバーシップ型雇用とジョブ型雇用の本質」をテーマの一つとして取り上げた。

(5) 法学研修については、特別編・基礎編・専門編・法務編の4つの構成により実施した。特に、法務編については、民事訴訟の過程における裁判所の審理内容等を踏まえ、社労士が補佐人業務に従事する際の専門的知識の習得を目的として実施した。また、特別編については、新たな試みとして、前半を各講師による講義、後半をまとめ役によるテーマごとの課題や問題点の整理とするカリキュラムにより実施した。

(6) 年金研修については、eラーニングシステムを活用したオンデマンド配信を基本としつつ、社会保障制度研修会についてコロナ禍の状況を注視しつつ集合形式により実施した。また、昨年度好評を博した「年金スキルアップ講座」についてはカリキュラムをより充実した上で、新型コロナ感染症の感染者数の急拡大により、集合形式からオンライン開催に切り替えて実施した。

(7) 業務関連研修については、令和5年10月からスタートする「インボイス制度」をテーマに取り上げた他、コンサルティング業務セミナーにおいては、マスコミで大きく取り挙げられた「NTT東日本の人事戦略」をテーマとするなどタイムリーなカリキュラムにより実施した。また、事務所経営講座については、社労士事務所の経営に活かす事業計画の策定方法等をテーマとした。

(8)「労務トラブル対策セミナー」として、昨年4月のパワハラ関連防止法に続き、本年4月からは法定時間外労働60時間超の割増率50%が適用されたこと、コロナ禍における労働者の意識の変化等による個別労働関係紛争の増加を見込み、特定社労士が相談からあっせんに至る各課程における必要な知識の習得、その他最新トラブル事情への対応などをテーマに、eラーニングシステムを活用したオンデマンド配信により開催した。

(9) 新入会員や新規開業者等の実務能力及び資質の向上を図るため、「実務修習講座」をe-ラーニングにて開催した。

## Ⅳ. 広報及び社会貢献関連事項

### 1. 広報に関する事業

(1) 社労士制度や業務内容、本会の事業活動について広く一般に周知するため、新たに公式 twitter を開設するとともに、公式 SNS アカウントコミュニティガイドラインを策定した。また、動画配信プラットフォームにおける動画コンテンツ公開運用ガイドラインを策定し、部会・委員会等による動画配信の準備を進めた。

(2) 社労士制度推進月間の 10 月に、3 年ぶりに労働・社会保険関係街頭相談会を都内 9 か所において実施した。

(3) 全国地方新聞社連合会と連合会との広報事業に関する覚書の締結を受け、東京新聞との連携を図った結果、「よろず相談会」、「街頭相談会」及び「令和 4 年度第 1 回社労士会セミナー」が東京新聞に記事として取り上げられた。

(4)「社会保険労務士の労働保険年度更新・算定基礎届オンライン事務説明会」、「夏休みこども年金教室～親子で楽しく学ぶ年金の仕組み～」、「東京 10 士業による暮らしと事業のよろず相談会」、「令和 4 年度労働・社会保険関係街頭無料相談会」、「社労士会セミナー（2 回）」及び「メンタルヘルス対策セミナー」について、厚生労働省等記者クラブへの投込み及び動画配信サービスを利用したプレスリリースを実施した結果、「夏休みこども年金教室」について『週刊年金実務』に取材記事として取り上げられた。

(5) 昨年度、デザインを刷新した JR 御茶ノ水駅におけるサインボード（電飾掲示板）について、同駅の駅舎改修に伴い、線路脇からコンコースに掲載場所を移転した。

(6) 立川バス 164 台に総合労働相談所多摩相談室（立川サテライトオフィス）のステッカー広告を掲載し、社労士による労働・年金相談について広く発信した。

(7) 総合労働相談所をはじめとした無料常設相談窓口、学校教育などの社会貢献活動及び本会に設置する「紛争解決センター東京」などの各種活動を広く広報するため、関係行政機関や東京商工会議所等の関係団体に対し連携・協力を求めた。

(8)「社労士試験合格者セミナー」を開催し、入会勧奨を図った。

(9) 企業や個人が身近に社労士を検索できるよう、ホームページにおける「社労士検索システム」と「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」との連動を図るため、広報委員会とデジタル・IT 化推進特別委員会とが協力し、社労士検索システムの仕様変更（「お問い合わせフォーム」の改修を含む。）に着手した。

(10) 社労士制度の広報に向けた本会マスコットキャラクターの作製に着手した。

(11) 社労士が、連合会がコーポレートメッセージとして掲げる「「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現」に寄与する存在であることについて、SNS 等を通じ情報発信を行った。

(12) 会報 500 号発刊記念号を発刊し、巻頭に「社労士制度の歴史と今後の展望」をテーマに歴代会長による特別座談会の記事を掲載するとともに、後進に社労士制度の歴史を引き継ぐことを目的として会報創刊号の内容を紹介した。

(13) インボイス制度が令和 5 年 10 月 1 日から開始されることを踏まえ、会報特別企画として、「インボイス制度の概要と事務所等（特に免税事業者）に与える影響等」をテーマに記事を掲載し、会員への情報提供を行った。

## 2. 社会貢献に関する事業

(1) 東京都が進める「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に引き続き参画し、23 の都立高校に講師を派遣した（令和 3 年度比 17 校の増加）。また、本会直接受託の学校教育における労働・社会保険諸法令に関する教育実施に係る講師派遣については、５校となった。

(2) 統括支部・支部が実施した小・中学校等への講師派遣について、講師謝金及び交通費等に係る補助金を支給した。また、統括支部・支部が実施する出前授業に本会及び連合会のノベルティを提供した。

(3)「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」における出前授業等について、将来的な統括支部・支部への移管に向けて検討した。

(4) 社労士制度推進月間においては、「人を大切にする企業づくり～治療と仕事の両立支援～」をテーマに、また、12 月 2 日の社労士の日においては、「新たなキャリアを通じ、働きがいのある企業へ」をテーマに、企業の人事労務担当者を対象とした社労士会セミナーを各々開催し、社労士の更なる認知度向上のための情報発信を実施した。

(5) 事業所の人事労務担当者を対象に、労働保険年度更新・算定基礎届事務説明会を開催し、円滑な事務手続きを支援した。

(6)「夏休みこども年金教室」をオンラインにより開催し、次世代を担うこどもたちに公的年金制度の重要性等を説明した。

(7) 無料常設相談窓口である「総合労働相談所」、「社労士 110 番」、「年金相談センター」及び立川サテライトオフィスの多摩相談室（労働・年金）の体制等の更なる充実を図った。

(8) 連合会の街角の年金相談センター運営本部と連携し、「街角の年金相談センター（オフィス）」の円滑な運営を可能とするため、相談員のスキルアップのための支援に努め、年金相談に関するサービス向上に協力した。

(9) 年金特別アドバイザーの育成に向けた施策を検討し、令和５年度より新任アドバイザーを対象に新たにｅラーニング研修及び個別 OJT 研修を実施することとした。

(10)「紛争解決センター東京」の紛争解決対応力の更なる向上を図るため、総合労働相談所運営委員会との意見交換会を実施し、総合労働相談所相談員との合同研修を実施した。また、「紛争解決センター東京」のホームページを刷新するとともに、「個別労働関係紛争解決のしおり」及び案内チラシをリニューアルし、「紛争解決センター東京」の利便性やあっせん等の理解を深める活動を行った。

(11) がん患者の就労支援について、東京都のがん診療連携拠点病院を中心に、医療機関の担当者を対象とした就労支援相談会やオンラインによる治療と仕事の両立支援セミナーを開催した。

(12) 障がい者の就労支援について、東京都のパラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」に参画してボッチャ大会に参加するとともに、各種活動を PR するためインタビュー取材に応じた。また、パラスポーツ支援の一環として、パラアスリートの雇用に積極的に取り組んでいる NTT 都市開発（株）への取材を行った。

(13) 会員向けに障がい者就労支援研修を実施し、障がい者雇用の現状と将来について理解を深めた。また、ボッチャ＆障がい者疑似体験会を企画・実施し、障がい者雇用への理解を深め、共生社会を考える機会とした。

(14) 東京都、東京労働局、東京しごと財団が共催した「TOKYO 障害者マッチング応援フェスタ」に初めて参加し、障害者雇用に関する講演を行うとともに相談ブースを出展し、障害年金などの相談に対応した。

(15) 東京都が主催する「中小企業のための障害者雇用支援フェア」に初めて参加し、障害者就労支援に関するミニセミナーを開催した。

(16) 医療機関等への派遣を希望する会員向けに、がん患者等就労支援相談員の能力担保研修を企画、実施した。